

# 令和3年第5回(12月)定例会 議案参考資料

## 【単行議案】

議第 88 号	公平委員会委員の選任について	1P
議第 89 号	土地改良事業の施行について	2P
議第 90 号	市道路線の認定について	4P
議第 91 号	前尾記念クロスワークセンターMIYAZU 条例の制定について	7P
議第 92 号	宮津市国民健康保険条例の一部改正について	9P
議第 93 号	宮津市立杉末会館条例の一部改正について	11P
議第 94 号	宮津市児童館の設置及び管理に関する条例の廃止について（議第 93 号と共通資料）	



議案参考資料  
令和3年12月定例会

議第88号	公平委員会委員の選任について	区分	人事案件
-------	----------------	----	------

<b>【提案の概要】</b> <b>◆提案の趣旨・目的</b> 公平委員会委員3人のうち1人の委員の任期が、12月17日で満了となるため、委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。 <b>◆提案の概要</b> <b>【選任予定者】</b> <table border="1" data-bbox="145 544 996 794"> <tr> <td>氏名</td> <td>福井 栄子 (ふくい えいこ)</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和32年1月29日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>宮津市字岩ヶ鼻168番地</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>令和3年12月18日～令和7年12月17日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>新任</td> </tr> </table>		氏名	福井 栄子 (ふくい えいこ)	生年月日	昭和32年1月29日	住所	宮津市字岩ヶ鼻168番地	任期	令和3年12月18日～令和7年12月17日	その他	新任	<b>【政策等の背景・提案までの経過】</b> ○地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。	
氏名	福井 栄子 (ふくい えいこ)												
生年月日	昭和32年1月29日												
住所	宮津市字岩ヶ鼻168番地												
任期	令和3年12月18日～令和7年12月17日												
その他	新任												
<b>◆参考【非改選委員】</b> 天野 育子 平成30年9月1日～令和4年8月31日 (3期目) 豊浦 嘉治 令和2年12月7日～令和6年12月6日 (1期目)		<b>【市民参加の状況】</b>  											
<b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b> <table border="1" data-bbox="129 1201 1182 1332"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	<b>【政策等の効果及び費用】</b>  ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円							
重点プロジェクト	—												
テーマ別戦略	—												
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		<b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b>  											
		担当課・係 総務課 職員係 (45-1603)	添付資料										

議案参考資料  
令和3年12月定例会

議第89号

土地改良事業の施行について

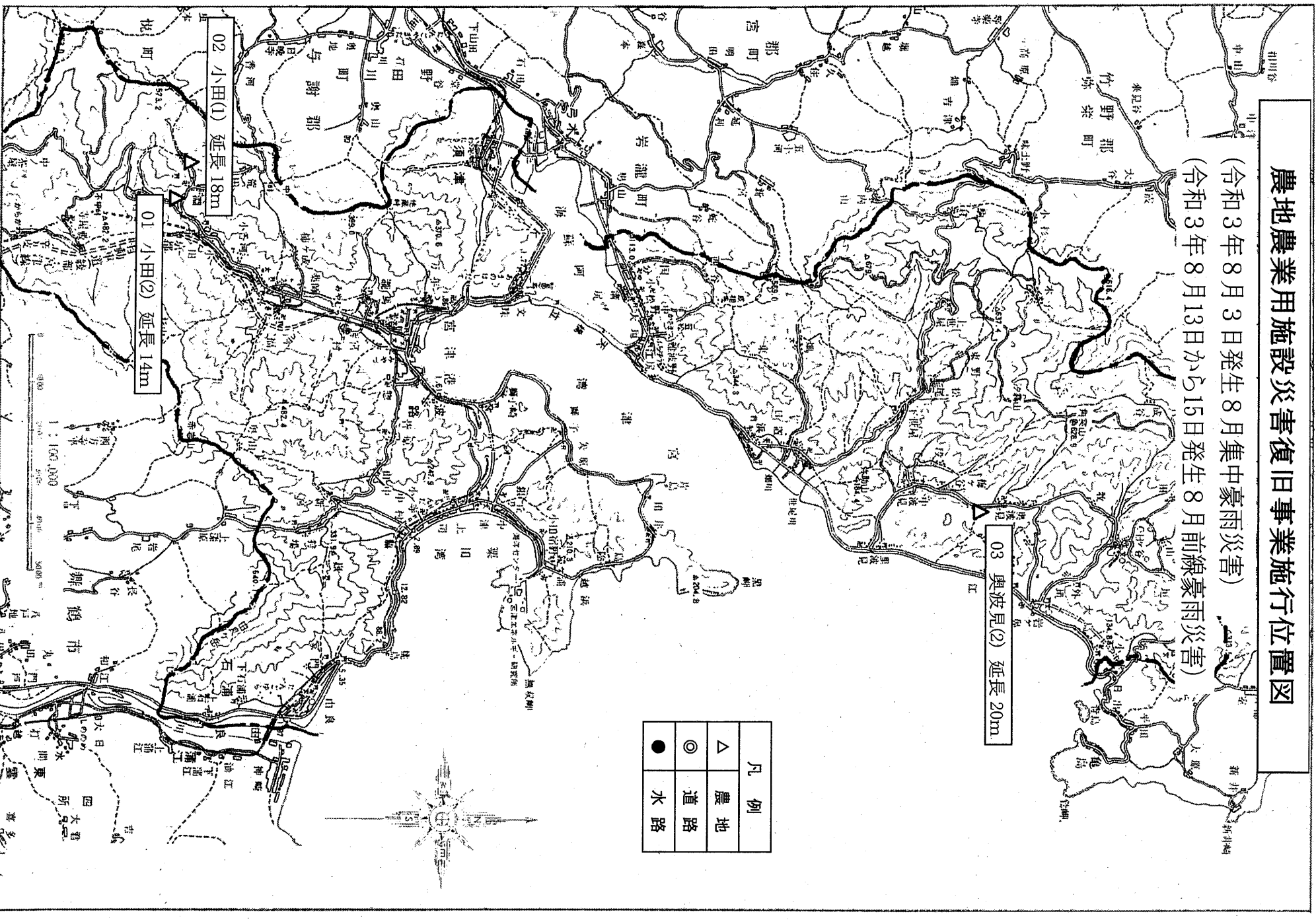
区分

その他

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の要旨・目的 令和3年8月の豪雨により被災した農地に係る災害復旧事業の施行について、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 ①農地 3か所（5工区）小田、奥波見地区 復旧延長 52m</p> <p>◆提案の根拠法令 土地改良法（昭和24年法律第195号） （急施の場合） 第87条の5 第85条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第2条第2項第5号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。 （準用規定） 第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、（略）第87条の5、第88条第19項及び第20項、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、（略）第87条の5第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と（略）読み替えるものとする。</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p>	
		<p><b>【市民参加の状況】</b></p>	
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>※関係する予算を12月補正 予算 6,200千円（国庫災害分）</p>	
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p>			
重点プロジェクト	-		
テーマ別戦略	-		
		担当課・係	添付資料
		農林水産課 産業基盤係（45-1627）	・災害復旧事業施行位置図

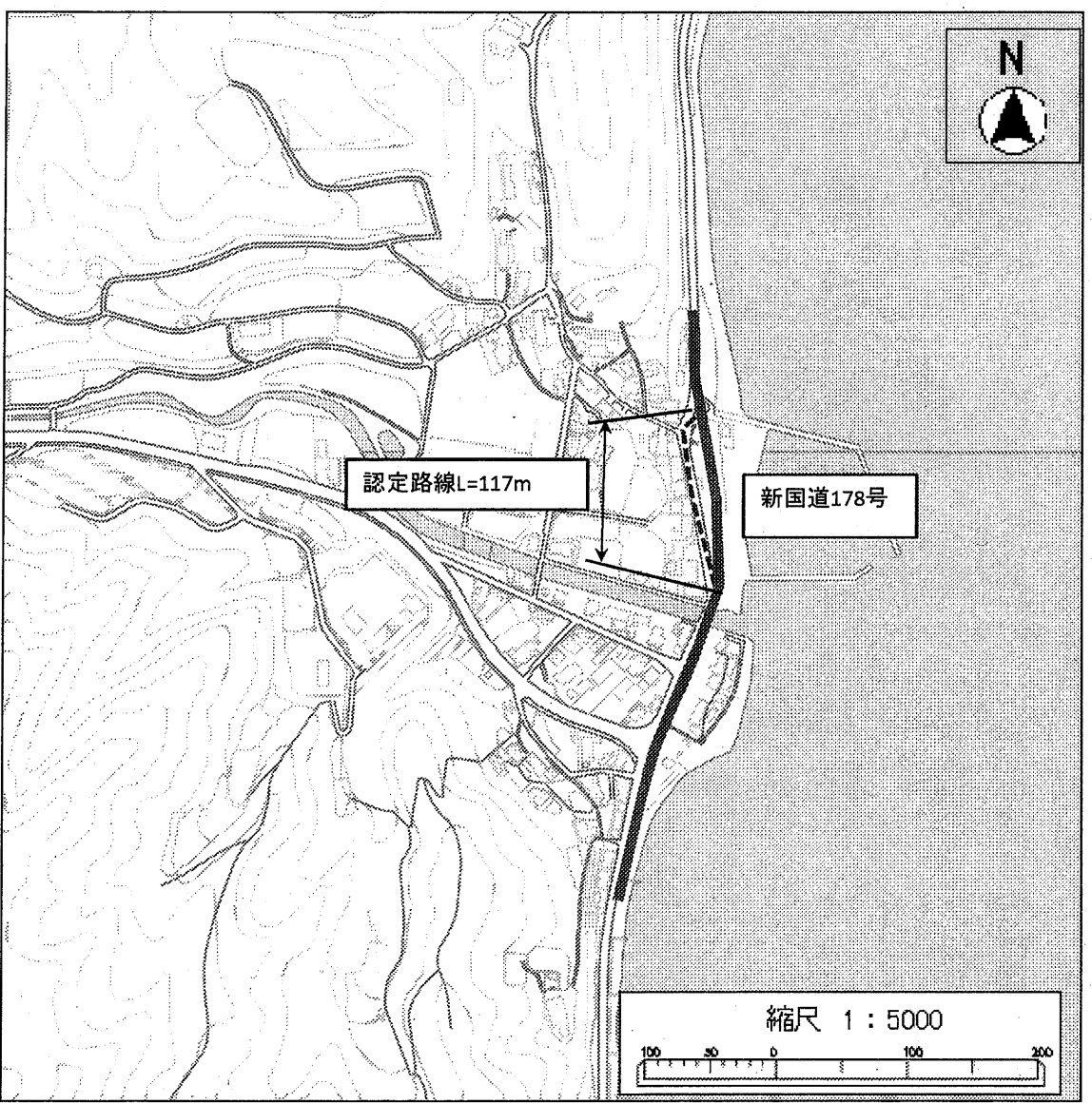
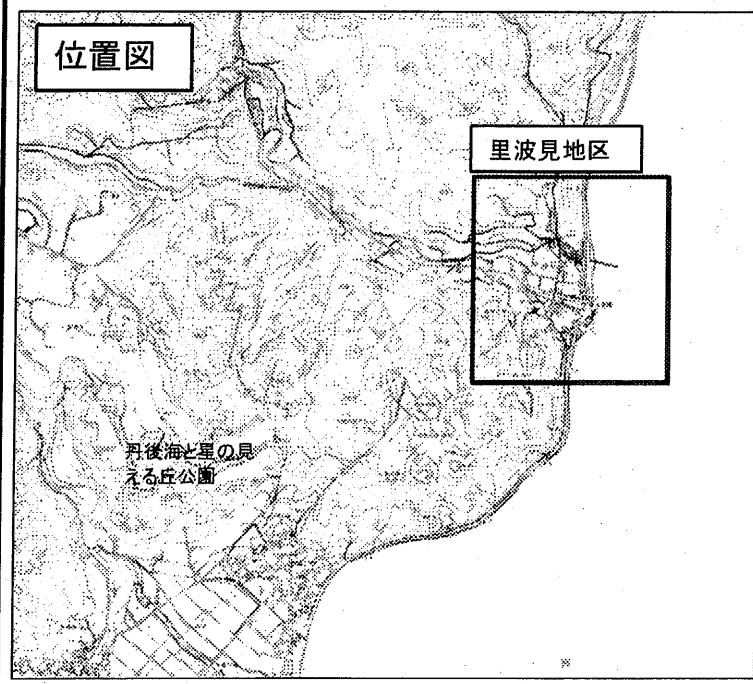
# 農地農業用施設災害復旧事業施行位置図

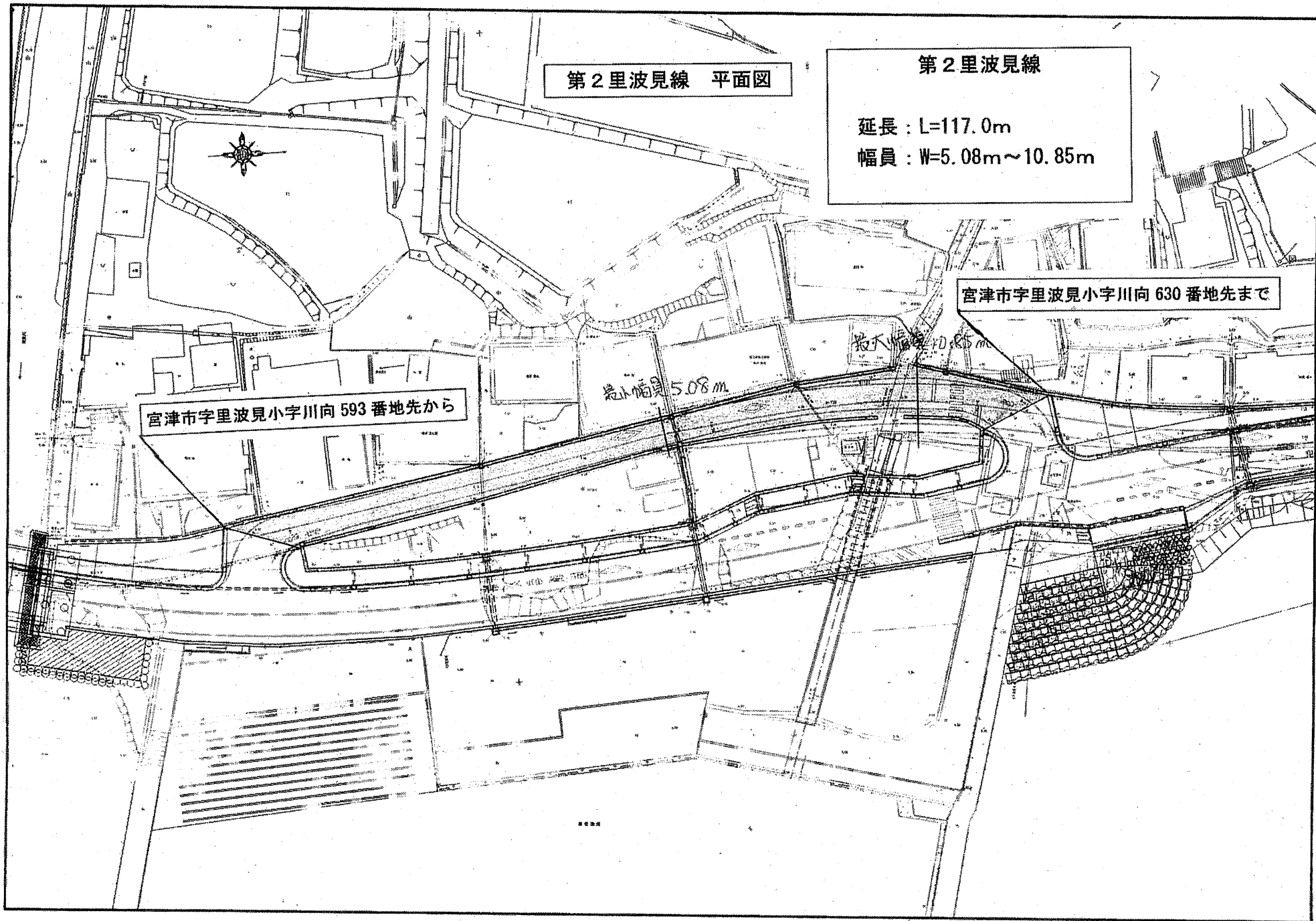
(令和3年8月3日発生8月集中豪雨災害)  
 (令和3年8月13日から15日発生8月前線豪雨災害)



議案参考資料  
令和3年12月定例会

議第90号	市道路線の認定について	区分	その他
<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 国道178号の整備及び拡幅に伴い、現国道の一部について移管を受けることから、市道として、その認定を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 <b>【認定路線】</b> ○第2里波見 起点：宮津市字里波見小字川向593番地先 終点：宮津市字里波見小字川向630番地先 延長：L=117.0m 幅員W=5.08m～10.85m</p> <p>◆提案の根拠法令 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項 第8条（略） 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府による移管予定道路敷の化粧直し工事（R3.11月～R4.3月上旬予定）</li> <li>・工事完了に合わせ、京都府から宮津市に移管を受け市道として供用開始</li> </ul>	
		<p><b>【市民参加の状況】</b></p>	
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 千円</p>	
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>	
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p>			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき環境に優しいまちづくり		
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係 土木管理課 建設総務係（45-1628）</p>	<p>添付資料 ・位置図 ・平面図</p>







議案参考資料  
令和3年12月定例会

議第91号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例の制定について

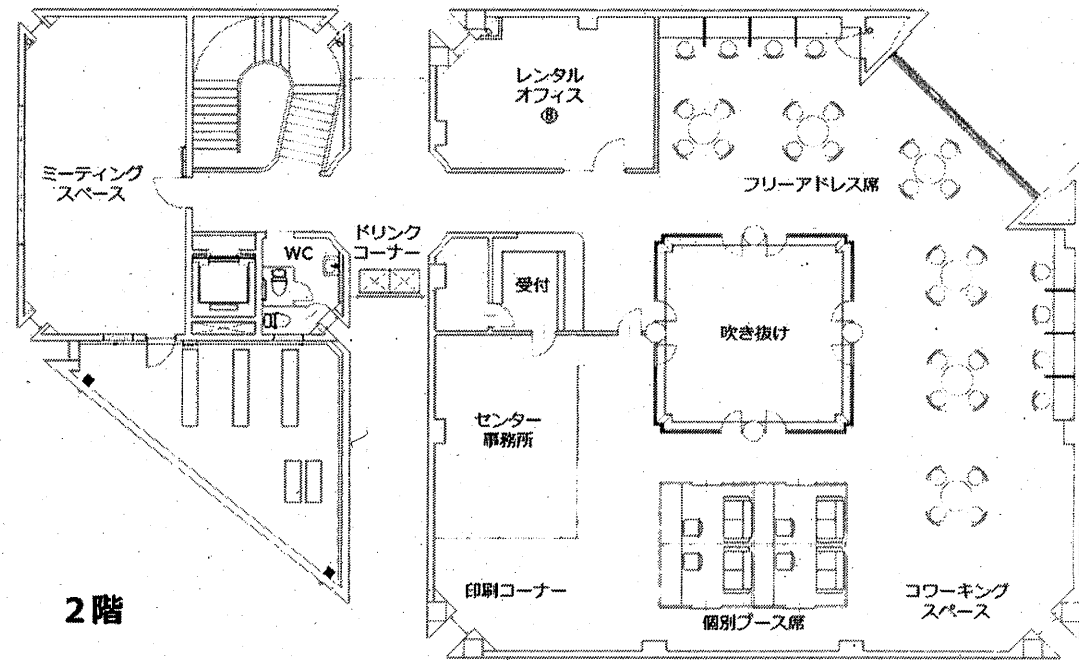
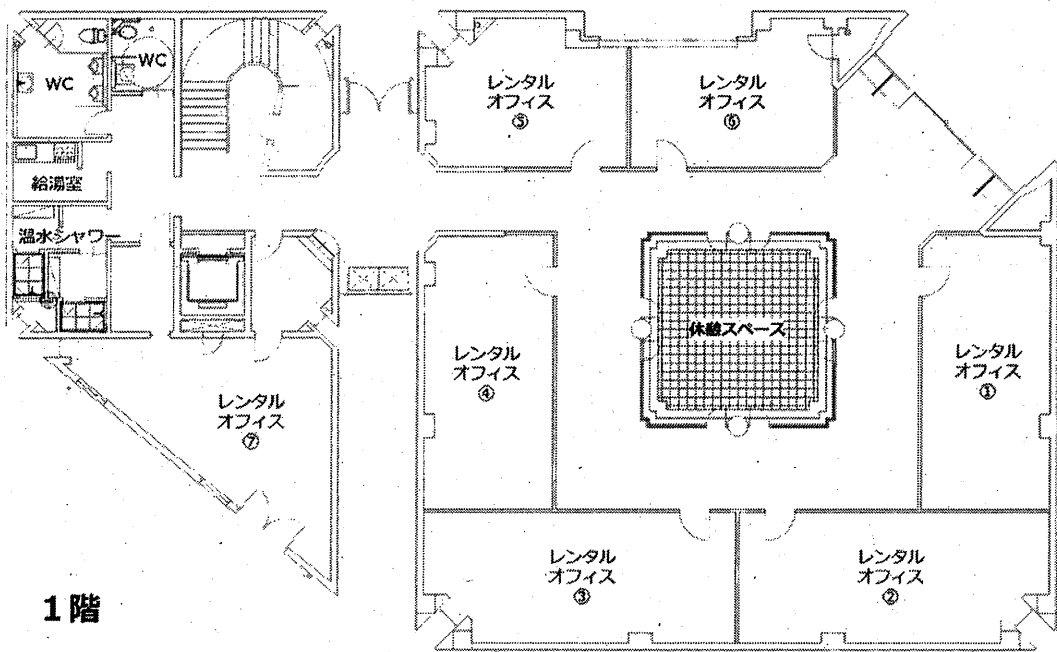
区分

条例の制定

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 市内におけるワーケーション等の拠点として都市部からの新たな人の流れを生み出すとともに、都市部企業等の人材と地域の事業者及び住民が交流できる場を創出し、共創による地域活性化を図る施設を設置するため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>○施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市部の企業を誘致する「レンタルオフィス」と、都市部人材と市民が多様な働き方を実現できる「コワーキングスペース」を整備。</li> <li>ワーケーションを市内で推進していくためのアクティビティほか地域の様々な情報提供、及びレンタルオフィス入居者等「都市部人材」と「地域の事業者等」をつなげ、地域が抱えるビジネス課題の解決やコラボ事業、新商品開発など新規事業の創出を図っていくための事業を行っていくもの。</li> </ul> <p>○施設の管理</p> <p>管理方法：指定管理者制度を導入 所在地：宮津市字鶴賀2164番地の2 施設区分：①レンタルオフィス ②コワーキングスペース(フリーアドレス席、個別ブース席) ③ミーティングスペース 開館時間：9時～21時 休館日：年末年始(12月29日～1月3日) 利用料金：①23,000円～34,000円/月額 ②[フリーアドレス席](市内)3時間未満:330円 3時間以上:550円 1か月:3,300円 (市外)3時間未満:550円 3時間以上:1,100円 1か月:5,500円 [個別ブース席]550円/日(※フリーアドレス料金を加算) ③220円/時間 ※付属設備(温水シャワーなど)は、規則で定める額</p> <p>○その他 旧前尾記念文庫の宮津市中央公民館分館の機能廃止に係る関連条例を改正する。</p> <p>◆施行日 規則で定める日(令和4年5月を予定)</p>		<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R3.1に中間支援組織「MIYAZU未来デザインセンター」を設立するとともに、テレワーク等に取り組むことができる環境づくりを進めている。</li> <li>国のR2年度第3次補正予算で創設された「地方創生テレワーク交付金」の採択を受け、5月補正予算において当該施設の整備と都市部企業等の誘致を進める事業を、9月補正予算において民間事業者が開設するサテライトオフィス等の整備支援事業を予算化。</li> </ul>	
		<p><b>【市民参加の状況】</b></p>	
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p>関係人口の創出・拡大と若者の定着促進による地域の担い手の確保に資する。</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 &gt;&gt;&gt; 200,000千円</p>	
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p> <p>●府内の地方創生テレワーク交付金採択状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1次募集：京都市、京丹後市</li> <li>第2次募集：福知山市</li> </ul>	
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p>			
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト		
テーマ別戦略	住みたい・住み続けたいまちづくり		
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係</p> <p>企画課 定住・地域振興係(45-1607)</p>	<p>添付資料</p> <p>・施設イメージ図</p>

議第91号

# 前尾記念クロスワークセンターMIYAZU イメージ図



議案参考資料  
令和3年12月定例会

議第92号	宮津市国民健康保険条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	----------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行されることから、本条例の出産育児一時金について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛け金が引き下げられる中、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額を維持すべきとされたことを踏まえ、出産育児一時金の基本額の引上げを行うもの。

		【現行42万円】	【改正後42万円】	規定
出産育児一時金	加算金 (産科医療補償掛金)	1.6万円	1.2万円	規則
	基本額 出産育児一時金	40.4万円	40.8万円	条例

◆施行日

令和4年1月1日

◆提案の根拠法令

健康保険法施行令第36条

◆参考

「出産育児一時金」とは、国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため支給する一時金。

「産科医療補償制度」とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、重度脳性麻痺となった児と家族を補償して経済的負担を軽減するとともに、原因分析や再発防止を図ること等を目的とした制度。分娩機関が、日本医療機能評価機構（運営主体）に取扱分娩数を申告し掛金を支払うことにより、同機構が制度運営業務を行う。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- 令和2年12月4日 ・(公財)日本医療機能評価機構産科医療補償制度の見直しに関する検討会において、掛金の引下げ方針を決定
- 令和2年12月23日 ・厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の支給総額を維持する方針を決定
- 令和3年8月4日 ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)の公布

	支給総額	内 訳		備 考
		基本額	加算金 (産科医療補償掛金加算)	
H21年1月～H21年9月	38万円	35万円	3万円	H21年1月～産科医療補償制度開始
H21年10月～H26年12月	42万円	39万円	3万円	直接支払制度の導入
H27年1月～R3年12月	42万円	40.4万円	1.6万円	原則42万円
R4年1月～(予定)	42万円	40.8万円	1.2万円	

【政策等の効果及び費用】

出産育児一時金の基本額引上げに伴う妊産婦の実質的な負担軽減  
(※令和2年度出産育児一時金支給者数10名)

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 5,460千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

税務・国保課 国保年金係(45-1616)

・新旧対照表

議第92号

宮津市国民健康保険条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和4年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</u></p>

議案参考資料  
令和3年12月定例会

議第93号 議第94号	宮津市立杉末会館条例の一部改正について 宮津市児童館の設置及び管理に関する条例の廃止について	区分	条例の改正 条例の廃止
----------------	---	----	----------------

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 ・宮津市立杉末会館を人権教育・啓発の拠点施設として位置付け、その運営の充実を図るもの。 ・少子化による利用児童の減少及び放課後児童クラブや「にっこりあ」など、他の子育て支援施策の充実を踏まえ、宮津市杉末児童館を廃止し、自由来館機能の充実を図る。</p> <p>◆提案の概要 ・宮津市立杉末会館の事業を「人権教育及び人権啓発に関する事業」、「男女共同参画の推進及び女性活躍に関する事業」等に改める。 ・遊戯室など宮津市杉末児童館スペースを宮津市立杉末会館に位置付け、高齢者を含む幅広い年代の市民が自由に来館できるスペースとして活用。 ・宮津市杉末児童館の廃止に伴い、宮津市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止。</p> <p>◆施行日 令和4年4月1日</p> <p>◆参考 ・施設利用者数(延べ人数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H27</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮津市立杉末会館</td> <td>6,533人</td> <td>5,579人</td> <td>3,584人</td> </tr> <tr> <td>宮津市杉末児童館</td> <td>1,945人</td> <td>1,237人</td> <td>412人</td> </tr> </tbody> </table>			H22	H27	R2	宮津市立杉末会館	6,533人	5,579人	3,584人	宮津市杉末児童館	1,945人	1,237人	412人	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p><b>【杉末会館関係】</b> ・昭和52年10月 宮津市立杉末会館条例施行 ・昭和57年3月 現宮津市立杉末会館完成(杉末児童館併設) ・昭和57年4月 宮津市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正により宮津市杉末児童館を設置 ・令和3年5月 宮津市立杉末会館運営の充実及び宮津市杉末児童館の廃止について、宮津市立杉末会館運営審議会に諮問 ・令和3年8月 上記について答申</p> <p><b>【杉末児童館関係】</b> ・昭和42年1月 児童館条例施行及び島崎児童館を設置 ・昭和57年4月 杉末児童館を追加 ・平成23年3月 島崎児童館を廃止</p> <p><b>【市民参加の状況】</b> ・宮津市立杉末会館運営審議会諮問、答申</p> <p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b> ・京都府北部7市町の児童館設置状況 設置…福知山市、綾部市 未設置…舞鶴市、京丹後市、伊根町 廃止…与謝野町</p>	
	H22	H27	R2												
宮津市立杉末会館	6,533人	5,579人	3,584人												
宮津市杉末児童館	1,945人	1,237人	412人												
<p><b>【第7次宮津市総合計画との整合】</b></p> <p>重点プロジェクト</p> <p>テーマ別戦略</p>															
<p><b>【第7次宮津市総合計画以外の計画】</b> 宮津市人権教育・啓発推進計画(第2次) 第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画</p>		<p>担当課・係 市民環境課人権啓発係(45-1615) 社会福祉課子育て支援係(45-1621)</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表 ・宮津市立杉末会館運営の充実図</p>												

宮津市立杉末会館条例の一部改正について

新旧対照表	
現 行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第2条 会館は、<u>地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図り、もって健全な市民生活の育成に資することを目的とする施設</u>として、宮津市字万年1100番地に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 会館は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>社会調査及び研究事業</u></p> <p>(2) <u>相談事業</u></p> <p>(3) <u>地域福祉事業</u></p> <p>(4) <u>啓発及び広報活動事業</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 会館に次の <u>職員</u>を置く。</p> <p>館長 1名</p> <p>指導職員 1名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(施設)</p> <p>第5条 会館に次の施設を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 会館は、<u>人権感覚豊かな地域社会の創出及び地域福祉の推進に資することを目的とする施設</u>として、宮津市字万年1100番地に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 会館は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>人権教育及び人権啓発に関する事業</u></p> <p>(2) <u>男女共同参画及び女性活躍の推進に関する事業</u></p> <p>(3) <u>市民相談に関する事業</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 会館に<u>館長及び指導職員</u>を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(施設)</p> <p>第5条 会館に次の施設を設置する。</p>

(1)～(5) (略)

(6) 施設管理に必要な施設（事務室その他付属施設並びに備品）

(1)～(5) (略)

(6) 遊戯室

(7) 施設管理に必要な施設（事務室その他付属施設並びに備品）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 宮津市立杉末会館運営の充実図

